

茨城県危機管理指針

令和5年4月

茨 城 県

茨城県危機管理指針 目次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	対象とする危機事象	1
第3節	対象部局庁	1
第4節	危機管理指針の改定	1
第5節	その他	1

第2章 危機管理体制の構築

第1節	全庁的な危機管理体制の整備	2
第2節	各部局庁の危機管理体制の整備	
1	危機事象発生時の連絡及び情報収集・伝達体制の整備	2
2	対応組織の整備	2
3	危機管理マニュアルの作成及び周知	2
第3節	防災監会議	2
第4節	危機管理連絡会議	3
第5節	危機管理対策本部	4
第6節	平素からの備え	
1	研修・訓練の実施	5
2	県民に対する啓発	5
3	関係機関との連携	6
4	資機材等の整備	6

第3章 危機事象発生時の応急対策

第1節	情報収集・体制の確立	
1	迅速な連絡体制	7
2	情報収集・管理	7
3	会議の開催	8
4	対策本部の設置	8
第2節	応急対策の実施	
1	基本的な考え方	8
2	被害の拡大防止等	8
3	健康相談等の実施	9
4	その他の措置	9

第3節 広報の実施	9
第4節 県民等からの問い合わせへの対応	9

第4章 事後対策

第1節 安全確認	10
第2節 復旧対策	
1 各種制限措置の解除	10
2 健康影響等の軽減	10
3 風評被害の防止・軽減	10
4 経済・社会の機能回復	10
第3節 再発防止策の検討・実施	10
第4節 対応の検証	11

別表1 茨城県危機管理指針において対象とする危機事象の例	12
別表2 防災監会議員名簿	13
別表3 危機管理連絡会議員名簿	13
別表4 危機管理対策本部員名簿	13

別紙1 危機事象発生初動時の情報連絡体制	14
別紙2 危機事象（発生・発生見込・可能性情報）に関する報告様式	15
別紙3 危機管理対応フロー図	16

【 参考資料 】

茨城県危機管理対策本部設置要綱	17
茨城県防災監会議設置要綱	19
茨城県危機管理連絡会議設置要綱	20

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この指針は、茨城県における危機管理についての基本的な考え方を定めることにより、危機管理体制を強化するとともに、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事故、事件等から県民の生命・身体・財産を守り、もって県民生活の安定を図ることを目的とする。

第 2 節 対象とする危機事象

この指針の対象とする「危機事象」とは、「別表 1」のとおり、県民の生活に重大な影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある事故・事件等、又は県民等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件・事故等をいう。ただし、法律に基づく県の計画が定められている以下の事象については、この指針の対象とする危機事象から除く。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 3 号に規定する災害
- (3) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する武力攻撃事態等及び第 22 条第 1 項に規定する緊急対処事態
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等

第 3 節 対象部局庁

この指針の対象となる部局庁は、知事部局、会計事務局、企業局、病院局、教育庁、議会事務局及び警察本部とする。

第 4 節 危機管理指針の改定

社会情勢の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合又は研修や訓練の結果及び危機事象への対応により改善の必要性が認められた場合は、速やかにこの指針を見直す。

第 5 節 その他

この指針に定めるもののほか、危機管理について必要な事項は、別に定める。

第2章 危機管理体制の構築

第1節 全庁的な危機管理体制の整備

防災・危機管理部は、全庁的な危機管理体制を構築するため、県全体の危機管理に係る総合調整を行うなど、平常時から危機管理体制の充実強化に努めるとともに、各部局庁に対し危機管理体制整備のための指導・助言を行う。

また、防災・危機管理部は、危機事象が発生し、事業活動が中断した場合に、できるだけ短期間に必要な業務を継続又は復旧させるため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を整備する。

第2節 各部局庁の危機管理体制の整備

各部局庁は、危機事象の発生に備え、以下の体制整備を図る。

1 危機事象発生時の連絡及び情報収集・伝達体制の整備

各部局庁は、迅速な初動対応を行うため、夜間・休日も含めた緊急連絡体制及び情報収集・伝達体制並びに職員の非常参集体制等を整備する。

また、緊急連絡名簿は、人事異動等を踏まえ、適宜修正する。

2 対応組織の整備

各部局庁は、円滑に情報の共有や連絡調整、応急対策等を行うことができる組織体制を整備する。

3 危機管理マニュアルの作成及び周知

各部局庁は、すべての職員が一丸となって対応できるよう、上記の連絡体制及び組織体制並びに応急対策等を盛り込んだ危機管理マニュアルを整備し、危機事象発生時にはこのマニュアルに基づき、速やかに対応する。

また、この危機管理マニュアルを、職員に周知するとともに、庁内ネットワーク等を活用し、常に確認できる状態にしておく。

第3節 防災監会議

1 設置

防災監等の情報共有を図るとともに、危機管理の推進に必要な対応方針等の協議・調整を行うことにより、危機管理事務を円滑・的確に実施するため、「茨城県防災監会議

設置要綱」に基づき、「茨城県防災監会議（以下「防災監会議」という。）」を設置する。

2 組織体制

- (1) 防災監会議は、「別表 2」に掲げる者で構成する。
- (2) 議長は防災・危機管理部長を、副議長は防災・危機管理部次長（防災・危機管理部防災監兼務）をもって充てる。
- (3) 防災監会議には、議会事務局次長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長及び警察本部警備部警備課長の出席を求めるものとする。

3 開催

全庁的に重要な協議や調整が必要な場合、議長が招集する。

4 所掌事務

- (1) 全庁的な危機管理の推進
- (2) 危機管理に必要な事務の担当部局の協議・調整
- (3) 国民保護対策本部等の決定に基づく具体的対応の検討及び必要な部局間の調整
- (4) その他県の危機管理の推進のために特に必要とする事項

5 会議員の役割

会議員は、各部局庁の危機管理連絡責任者として、平常時は、各部局庁において危機管理体制整備の推進を図るとともに、危機事象発生時には、各部（局庁）長の指示のもと、部局庁が担当する応急対策の進行管理を行うとともに、関係部局庁や関係機関との協議・調整を担う。

○ 危機管理連絡責任者の分掌事務

- ① 各部局庁における危機管理体制整備の推進（進行管理）
- ② 危機事象発生時における各部（局庁）長の補佐
- ③ 危機事象発生時における部局庁内外との連絡調整
- ④ 危機事象に関する情報収集及び応急対策実施の進行管理

第 4 節 危機管理連絡会議

1 設置

危機事象に係る庁内の情報共有及び庁内連携に必要な協議・調整等を行うことにより、迅速かつ的確に応急対策を実施するため、「茨城県危機管理連絡会議設置要綱」に基づき、「茨城県危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

2 組織体制

- (1) 連絡会議は、「別表 3」に掲げる者で構成する。
- (2) 議長は防災・危機管理課長を、副議長は消防安全課長をもって充てる。

3 開催

平常時で全庁的に情報共有や連絡調整が必要な場合、議長が招集する。

4 所掌事務

- (1) 情報の収集、分析及び共有
- (2) その他県の危機管理の推進のために必要とする事項

5 会議員の役割

会議員は、関係部局庁の防災監及び関係課（室）長と連携し、関係機関との連絡調整など、危機管理に係る対策を円滑に実施するために必要な事務を行う。

第5節 危機管理対策本部

1 設置

県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事象が発生した場合において、全庁的な対策を実施する必要があると知事が認めるときは、「茨城県危機管理対策本部設置要綱（以下「対策本部要綱」という。）」に基づき、茨城県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 組織体制

- (1) 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部員は「別表 4」に掲げる者をもって充てる。
- (3) 対策本部に部を置く（部の構成は、対策本部要綱のとおり）。
- (4) 対策本部は、危機事象等の名称を対策本部名とすることができる。

3 所掌事務

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象への対策についての決定及びその実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他対策本部において必要とする事項

4 事務局

- (1) 対策本部には対策本部要綱第5条第1項の規定に基づき事務局を置き、事務局の組織及び運営については、同条第2項の規定に基づき、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則を準用する。
- (2) 危機事象に応じて専門的な知識等を有する対策班・チーム等が必要な場合には、事務局長は、所管部（局庁）長と調整し、事務局組織に組み入れる。

【鳥インフルエンザ対策本部事務局の例】

班名	主な役割
○総括班	本部会議、事務局の運営、事務局各班間の連絡調整
○対策班	各部及び関係機関との連絡調整、自衛隊等への応援要請等
●防疫班	防疫対策全般の立案・進行管理、防疫に係る情報の収集等
○広報班	広報活動・報道機関対応の実施、住民問合せへの対応等
○視察要望班	国への要望・陳情、国の機関・議員等の視察対応
●健康対策班	防疫措置を行う者に対する健康調査

※ ○印：県災害対策本部事務局組織を活用

●印：危機事象に応じて新たに編成

第6節 平素からの備え

1 研修・訓練の実施

各部局庁は、職員の危機管理能力の向上を図るため、危機管理マニュアルに基づき、定期的に研修・訓練を実施する。

2 県民に対する啓発

各部局庁は、所管する危機事象の発生防止、被害軽減、風評被害の防止等を図るため、

平常時から関係部局庁・関係機関と十分に連携し、県民に対して、危機事象が発生した場合の応急対応及び通報窓口等について普及・啓発を行う。

3 関係機関との連携

各部局庁及び防災・危機管理部は、危機事象発生時に関係機関と緊密に連携し応急対策を実施することが必要となることから、以下の事項について平常時から確認しておく。

- (1) 関係機関の連絡先（担当者、電話番号等）
- (2) 危機事象に関する情報共有及び連携方法等

4 資機材等の整備

各部局庁は、危機事象への対応に必要な資機材、医薬品等を整備する。備蓄に適さない資機材等については、事前に関係業者等と協定を締結しておくなど、危機事象が発生した場合に円滑に調達できる体制の構築に努める。

第3章 危機事象発生時の応急対策

第1節 情報収集・体制の確立

1 迅速な連絡体制（「別紙1」参照）

- (1) 危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その情報を入手した所管課は、速やかに危機事象の概要を所管部局庁の長、防災監、企画室及び防災・危機管理部に連絡する。

【防災・危機管理部 防災・危機管理課（総務・危機管理グループ）連絡先】

電 話：０２９－３０１－２８７９（内線２８７９）

FAX：０２９－３０１－２８９８

- (2) 防災・危機管理部が危機事象に関する情報を入手した場合は、直ちに所管部局庁に連絡する。
- (3) 危機事象に関する報告を受けた防災・危機管理部長及び所管部（局庁）長は、速やかに知事及び副知事に報告するとともに、対応方針等について協議・調整する。
- (4) 所管部局庁が不明確な場合は、防災・危機管理部長と関係部（局庁）長で調整を行う。

2 情報収集・管理

- (1) 所管部局庁及び防災・危機管理部は、市町村、消防機関、警察本部、医療機関等とも密接に連携し、速やかに情報収集を行うとともに、被害情報の早期把握、原因究明に努める。

なお、情報収集は、「別紙2」の様式により行う。

- (2) 危機事象発生直後においては、入手した情報を速やかに報告することを第一とし、順次以下の情報を収集する。

危機事象の具体的内容、発生日時、場所、被害の発生状況、 被害の拡大に関する予測、県及び関係機関の応急措置の状況、 通報者、危機事象の発生原因
--

- (3) 所管部局庁は、情報管理の担当者を定め、入手した情報や危機事象の進行状況、応急対策の実施状況等の情報を一元的に管理するとともに、関係者間で情報を共有する。

3 会議の開催

- (1) 危機事象により、全庁的に重要な協議・調整が必要な場合は、防災・危機管理部長は、防災監会議を開催し、総合調整を行う。
- (2) 危機事象により、全庁的な情報共有や連絡調整が必要な場合は、防災・危機管理課長は連絡会議を開催し、情報共有や連絡調整を行う。
- (3) 防災・危機管理部長は、会議の結果を踏まえ、被害及び対応状況等について知事に定期的に報告し、指示を受ける。

4 対策本部の設置

- (1) 県民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事象が発生した場合において、全庁的な対策が必要なときには、知事の指示により対策本部を設置する。
- (2) 対策本部を設置したときは、事務局長は、速やかに危機事象に応じて事務局組織及び事務局員を決定する。
- (3) 必要に応じ事務局組織に専門的知識等を有する対策班を組み入れる場合は、所管部（局庁）長は、本部事務局に班を編成するための職員を派遣する。

※ 全体的なフロー図については、「別紙３」のとおり。

第２節 応急対策の実施

所管部局庁は、防災・危機管理部及び関係機関と連携・協力し、下記により迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、対策本部を設置した場合は、対策本部事務局と各部局庁で連携し、応急対策を実施する。

1 基本的な考え方

所管部局庁は、県民の生命・身体・財産への被害を最小限に抑えることを最優先とし、関係機関と協力して応急措置を行い、必要に応じて応援要請等を行う。

2 被害の拡大防止等

- (1) 被害の拡大防止及び二次被害の防止

所管部局庁は、危機事象に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、立入禁止等の必要な措置について検討を行い、関係機関と連携し、その措置を実施する。

また、必要な措置を実施する際には、二次被害を防止するため、対策要員の安全確保に留意する。

(2) 危険性の除去

危機事象が継続している場合は、所管部局庁は、関係機関と連携し、被害の拡大防止や、二次被害の防止に留意しながら、早急な原因の除去に努める。

3 健康相談等の実施

危機事象の発生による健康不安や心的外傷後ストレス障害（P T S D）等が予想される場合は、所管部局庁は、市町村と連携し、健康相談窓口等を設置する。

4 その他の措置

所管部局庁は、関係機関と連携し、必要に応じて緊急輸送、医療救護、飲料水・飲食物の摂取制限等の措置を実施する。

第3節 広報の実施

所管部局庁及び防災・危機管理部は、危機事象発生時の混乱を防止し、県民等の安全・安心を図るため、被害状況や応急対策の実施状況等について、総務部報道・広聴課と連携し、報道機関やホームページ等あらゆる手段を活用して、県民等に情報を提供する。

第4節 県民等からの問い合わせへの対応

所管部局庁及び防災・危機管理部は、必要に応じ、県民等からの問い合わせに対応するため、関係部局、関係機関等と連携し、専用電話を備えた窓口の設置及び人員の配置等の体制を整備する。

第4章 事後対策

第1節 安全確認

所管部局庁は、応急対策が概ね終了したと認められるときは、防災・危機管理部その他関係機関と連携し、速やかに危機事象発生現場周辺の安全確認を行う。

また、所管部局庁は、安全が確認されたときは、報道機関やホームページ等あらゆる手段を活用して、広く県民に周知する。

第2節 復旧対策

所管部局庁は、防災・危機管理部と連携し、危機事象発生後の県民生活や地域の社会経済活動が早期に回復するよう、可能な限り迅速かつ的確な復旧対策を推進する。

1 各種制限措置の解除

所管部局庁は、危機事象発生現場の安全が確認されたときは、関係機関と連携し、立入制限等の各種制限措置を解除する。

2 健康影響等の軽減

所管部局庁は、健康相談等を引き続き実施するとともに、必要に応じて、住民の健康調査及び巡回相談等を行い影響の軽減に努める。

3 風評被害の防止・軽減

所管部局庁は、風評被害の発生が見込まれるときは、あらゆる手段を講じて県内外へ安全性を広報することにより、風評被害の未然防止及び軽減に努める。

4 経済・社会の機能回復

所管部局庁は、経済や社会の機能が損なわれたときは、関係機関と連携し、速やかな機能回復を図る。

第3節 再発防止策の検討・実施

所管部局庁は、危機事象発生の原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討・実施する。また、再発を防止するために必要と認められるときは、所管部局庁は、国等に対し要望を行う。

第4節 対応の検証

所管部局庁は、緊急連絡や応急対策についての評価、問題点の抽出及び改善策の検討を行い、必要に応じて危機管理体制及び危機管理マニュアルを修正する。

茨城県危機管理指針において対象とする危機事象の例

1 県民の生活に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故・事件等

- 感染症、医薬品、毒劇物、大規模な食中毒等による健康危機事象
- 水源地の汚染、食品の安全に関する重大な懸念の発生
- 重大な農畜伝染病の発生
- 放射性物質、毒劇物等の大量盗難
- 県管理施設（県有建物、港湾等）における重大事件・事故の発生
- ライフライン（電気、ガス、上下水道）に係る異常事態の発生
- 海外において、県民が戦争、テロ、大規模な災害等に巻き込まれた場合

2 県民等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件・事故等(災害対策基本法等に規定する事象を除く)

- ハイジャック、バスジャック、シージャック
- 大規模集客施設等における重大な事件・事故
- 危険物、ガス、毒劇物、火薬類の流出

(別表2)

防災監会議員名簿

(議長)	防災・危機管理部長
(副議長)	防災・危機管理部次長(防災・危機管理部防災監兼務)
(防災監)	総務部次長
	政策企画部次長
	県民生活環境部次長
	保健医療部次長
	営業戦略部次長
	立地推進部次長
	福祉部次長
	産業戦略部次長
	農林水産部次長
	土木部次長
	会計事務局会計管理課長
	企業局次長
	病院局長
	教育庁総務企画部長

※ 次長が複数いる部(庁)にあつては、防災監の発令を受けている次長

※ 防災監会議には、議会事務局次長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長及び警察本部警備部警備課長の出席を求める。

(別表3)

危機管理連絡会議員名簿

(議長)	防災・危機管理部
	防災・危機管理課長
(副議長)	防災・危機管理部
	消防安全課長
(会議員)	総務部総務課長
	政策企画部政策調整課長
	県民生活環境部生活文化課長
	保健医療部保健政策課長
	営業戦略部営業企画課長
	立地推進部立地推進課長
	福祉部福祉政策課長
	産業戦略部産業政策課長
	農林水産部農業政策課長
	土木部監理課長
	会計事務局会計管理課会計指導室長
	企業局企画経営室長
	病院局経営管理課企画室長
	議会事務局総務課長
	教育庁総務企画部総務課長
	警察本部警備部警備課長

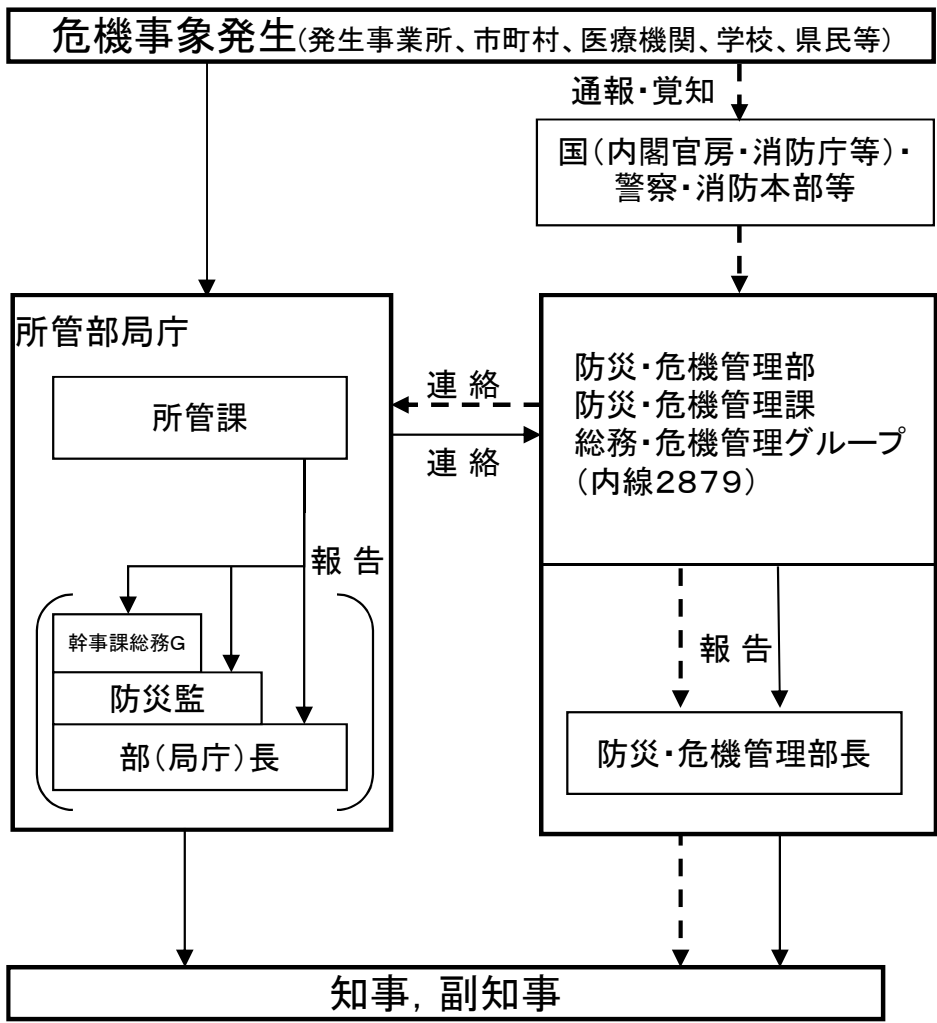
(別表4)

危機管理対策本部員名簿

(本部長)	知事
(副本部長)	副知事
(本部員)	総務部長
	政策企画部長
	県民生活環境部長
	防災・危機管理部長
	保健医療部長
	営業戦略部長
	立地推進部長
	福祉部長
	産業戦略部長
	農林水産部長
	土木部長
	知事公室長
	会計管理者
	企業局長
	病院事業管理者
	議会事務局長
	教育長
	警察本部長

危機事象発生初動時の情報連絡体制

(別紙1)



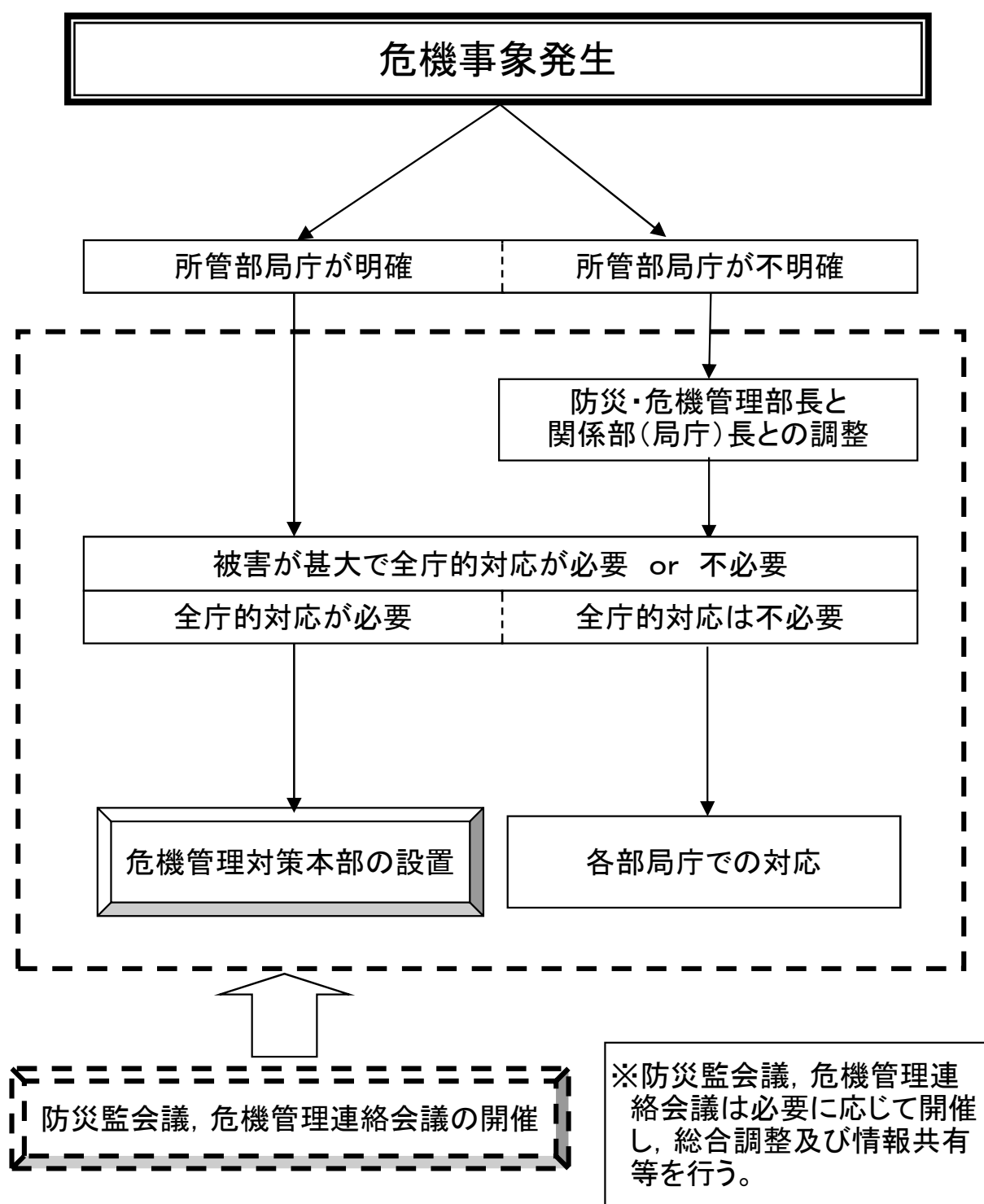
※ ———▶ は各部局庁において危機事象を把握した場合の連絡系統
 ---▶ は国・消防本部・警察などから連絡があった場合の連絡系統

危機事象（発生・発生見込・可能性情報）
に関する報告

報 告 日 時	令和 年 月 日 時 分
所 属 部 署	課・室
報 告 者 名	
電話番号（内線）	

発生（見込）場所			
発生（見込）日時 （覚知日時）		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
通報者 〔 所属・氏名 連絡先等 〕		受信者 (所属・職氏名)	
危機事象の概要			
被害の 状況	人的被害の 状況	死 者	人
		負 傷 者	人
		入院	人
	行方不明者	人	入院外
		合 計	人
	物的被害 の状況		
	その他 被害の状況		
今後の被害拡大の予測 （応援等の必要性）			
危機事象の発生原因等			
応急対応の実施状況			
その他参考事項			

危機管理対応フロー図



参考資料

茨城県危機管理対策本部設置要綱

(趣旨)

- 第1条 県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事象（次の各号に掲げる事象を除く。）が発生した場合において、全庁的な対策を実施する必要があると知事が認めるときは、茨城県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事象については、それぞれの法律による県の計画に基づき対応する。
- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害
 - (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第3号に規定する災害
 - (3) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号に規定する武力攻撃事態等及び第22条第1項に規定する緊急処理事態
 - (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等

(所掌事務)

- 第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。
- (1) 危機事象に関する情報の収集及び分析
 - (2) 危機事象への対策についての決定とその実施
 - (3) 関係機関との連絡調整
 - (4) その他対策本部において必要とする事項

(組織等)

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 茨城県行政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）第13条第1項及び第2項に規定する部長
 - (2) 会計管理者
 - (3) 企業局長
 - (4) 病院事業管理者
 - (5) 議会事務局長
 - (6) 教育長
 - (7) 警察本部長
 - (8) その他知事が指定する職にある者
- 4 本部長は、対策本部を代表し、対策本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

- 第4条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部会議は、危機事象への応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(本部事務局の設置)

第5条 対策本部に本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の組織及び運営については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年茨城県規則第17号。以下「規則」という。）第2条から第7条までを準用する。

3 事務局長は、必要があると認めるときは、前項において準用する規則第2条に規定する事務局の組織及び分掌事務（以下「組織等」という。）を、危機事象の状況等に応じた組織等に編成することができる。

(部の設置)

第6条 対策本部に部を置く。

2 部の組織及び分掌事務は、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年茨城県規則第16号）第6条から第8条までを準用する。

(対策本部の名称)

第7条 対策本部において取り扱う危機事象の名称を、「茨城県危機管理対策本部」の名称に代えて本部名とすることができる。

2 前項に規定する対策本部の運営等は、本要綱に基づき行うものとする。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、防災・危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年11月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

茨城県防災監会議設置要綱

(設置)

第1条 防災監等の情報共有を図るとともに、防災・危機管理の推進に必要な対応方針等の協議・調整を行うことにより、防災・危機管理事務を円滑・的確に実施するため、「茨城県防災監会議」（以下「防災監会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 防災監会議は、防災・危機管理部長及び防災監で構成する。

2 議長には防災・危機管理部長を、副議長には防災・危機管理部次長（防災・危機管理部防災監兼務）をもって充てる。

3 防災監会議には、議会事務局次長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長及び警察本部警備部警備課長の出席を求める。

(防災監会議の運営)

第3条 防災監会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 議長は、防災監会議を代表し、防災監会議を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要があると認めたときは、防災監会議に前条各項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 防災監会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 全庁的な防災・危機管理の推進に関すること
- (2) 防災・危機管理に必要な事務の担当部局の協議・調整に関すること
- (3) 災害対策本部等の決定に基づく、具体的対応の検討及び必要な部局間の調整に関すること
- (4) その他、県の防災・危機管理の推進のために特に必要なこと

(庶務)

第5条 防災監会議の庶務は、防災・危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災監会議の運営に関し必要な事項は、防災・危機管理部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

茨城県危機管理連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 危機事象に係る庁内の情報共有及び庁内連携に必要な協議・調整を行うことにより、迅速かつ的確に応急対策を実施するため、茨城県危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、議長、副議長及び会議員をもって構成する。

2 議長には防災・危機管理課長を、副議長には消防安全課長をもって充てる。

3 会議員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各部幹事課長
- (2) 会計事務局会計管理課会計指導室長
- (3) 企業局企画経営室長
- (4) 病院局経営管理課企画室長
- (5) 議会事務局総務課長
- (6) 教育庁総務企画部総務課長
- (7) 警察本部警備部警備課長

(連絡会議の運営)

第3条 連絡会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 議長は、連絡会議を代表し、連絡会議を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要があると認めたときは、連絡会議に会議員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び共有に関すること
- (2) その他危機管理の推進のために必要なこと

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、防災・危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、防災・危機管理課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。